研 究

消 費 組 合 配 給 論

岡

消費組合の意義とその簽達

消費組合の配給とその限界

給統制の强化と消費組合

## 消費組合の意義とその發達

誕し、 とき、 學者によつて種々の説明が行はれ、たとえその意味するところはほど同様であつても、 od. Konsumgenossenschaft, Société Co-opérative de Consommation.) の意義については、 ては長短、繁簡、 般に今日、 今より百餘年の昔、 爾來今日まで各國經濟狀態の種々なる變遷に對應して發達しきたれるため、それに各時代、 「消費組合」(Consumers' Co-operative Society or Co-operative Store, Verbrauchergenossenschaft 種々の表示が行はれ、必ずしもその軏を一にせない。尤も消費組合はこれを歴史的に考察する すなはち一八四四年十二月、英國ランカシャー 州の一寒村、 それを現はす字句におい 國の內外を問はず多くの ロッチデールに 各國を通じて おいて生

本

理

費組合とは、 品の配給業務を行うものである」と。 **妥當する具體的な定義を與へることはむづかしいのである。** K 消費者の結合によつてつくられた協同組合の一種にして、 「配給組合としての消費組合」 これを分説すれ をその現狀より ば左の通りである。 朓 而してと」にはか」る論議に一々關說することを行 めて次のごとく定義 組合員に對 L L たい 店舗において主に生活必需 と思う。 すなは

第一に、消費組合は消費者の結合によつてつくられるものである。

を超 異る特殊性がみられ、 得を排してそれを自らの手中に收め、 何 を問 およそ 越したる人間 人間 消費者としての見地から日常生活の合理 Ø 經 濟生活は 般的な立場に それは全く組合員個人の消費上の利益のために經營されてゐるのである。 方に おいて普遍的な消費部面をもつてゐる。 おいて、 以て負擔の輕減をはからんとするものである。 その職業を通じ何等かの生産部面 化 をはかるため 組織するもので、 消費組合はかく一般 K 闘與すると同 この點、 主に 中 時 他 K 間 Ø 人 Ø Ø 營利的 商 ス 他 人に 方そ が 職業 よる Ø 如

**紀二に、消費組合は協同組合の一種である。** 

利益 團體」 根本となるものである。 を愛し他人と和すること、 「人々が およそ人間本來の性情は、 all, all for one) を はか である。 ると同時 互扶助 **化先ず相互扶助の原則とは、** Ø とい 原則にもとづき、 K, 他人の ふ標語にも示されてゐるごとく、 協同組合は正にかくる根本理念によつでつくられたものであつて、 すなはち協同することこそ自然の秩序として社會構成の基底となり、 一部論者の信奉するごとき利己心にあらず、 利 一盆をも充分 その經 K 人間社會の幸福は 濟的利益の増加をはかるため、 尊 重 i, 力。 人々相互間の對立意識の尖鋭化を排して、 Ø 一人 人々の協同によつて得られるものと解し、 、は萬人 それは愛であり和であつて、この Ø ため 何等かの事業を經營する人格的結合 IC, 萬人 は 人の 換言すればそれ また幸福 協調をは めに」(One 自己の 進 他

權は一 が結 以外 有 同組 格が甚だしく民 人格的結 とを指 するとは 等に對抗 るを意 工 め る 一業者や農業者が 合も 0 成されることを言う。 人 味 消 目 でする。 合團體 費組 的 部 同様これに屬 調はど 單 票を原則とし、 す 自 なる交渉團體 なは 由 合亦 その生産、 とは、 主主 ح 主義者の Ō **一つ**の ち祭祀、 ح 義的 出同 點 n 結 L K で 合の 見解とは 人間 共同經營を實現することを意味 出 洩 配給及び消費 宗教、 加入、 B n また嘗ての商業組 あ にあらず、それは從來、 資による共同施設 えに る。 目的が會社のごとく資本に存せずして人自體に存するものとみ、 本來 ない 協同 慈善、 嘗て産業組 脱退は各人の自由とするのである。 Ø Ø Œ に相 性情を利己心 で 組合に Ê あ 學術、 る。 KC 反するも おける利 合はそ お 合や工業組合等も戰時下の統制組 (共同仕入、 いて 技藝等を目的 ので に水 は、 組合員の行えるもの 盆 0 ある。 最も顯著なもの の擁護 め 規模の でする。 共同贩賣、 その 回次に經濟 をなすがごときを言うの とするもの 擴 極 との點、 大は 端 設備、 なる解 とされ 組 合員 勞働 的利益 を一つにまとめて組合自身が 以上のごとくにして、 に非ざることを指 機具等の共同利用) 放に 製の 組合とは異るもの た 合に よる自 が、 Ø 増加を以て行 増加をは なる以前のそれ 今日 E である。 競爭 の農業協 を以て大企業や大資本 L かるとは、 會實 協同 人格を中 で そ は (11) ある。 更に事 同 n n は は例 は 相 組 組 との それ 合は 總 經營するこ 合 万. 口最後 會の 心化 業を や商 えば 鬪 そ 争 が 組 經 Ø 中 Τ. 性 決 合 小 濟 を K

第三に、 消 費組 合は組 合員に對し 店 舖 K おいて配給業務を行うもの である。

關 資金とし、 する た物的要素として資金、 およそ組合員たる購入者に對 纫 特定地 の業務を掌らしめるものである。 域 に特定數の店舗を設け、 店舗等を必要とすること言うまでもない。 こし商品 0 販賣を行うため 經費の節 一定給料 の經營者、 减 を K は、 はかるため、 これが經營上、 從業員をして商品配給 かくて消費 商品配給 人的要素として經營者、 E 組合は組合員の出資を集め Ø 少 1 (仕入、 ビス は 販賣) 極 力 排 そ するを通 從業 Ø 他に ナ

し慣習が消費組合配給にも傳播し、且、米、麥、 市價販賣主義と共にロッチデール式經營法の根本をなすものである。尤も原價主義に基きより安價に商品を販賣 員に分配する。 こと多いからである。 では掛賣による、御用聞配達制をとつてゐるものが少くない。これ蓋し我が國においては長年、 する組合では、 常とする。ゆゑにその取引方法のごとき現金持歸制を理想とし、 これを「購買高に應ずる剩餘金分配主義」(Dividend on purchase)と言い、 か」る配當のないこと言うまでもない。 販賣價格は市價によるを通常とするが、期末に生じた剩餘金は、その購買高に應じて組合 薪炭等のごとき重量品 歐洲諸國では多くこれによつてゐるが、 蒿高品は購入者自身の持歸を困難とする 前記の現金賣買主義 商品小賣上 に存せ 我が

第四に、消費組合は主に生活必需品を取扱うものである。

必需品の中でも貯藏性の少き商品は賣殘り損を生ずること多きゆゑ、生鮮魚介、 る「店晒し品」を生じて商品廻轉率を惡くし、 者需要の測定や調査が困難にして、すでに仕入の點におい Ø のごとき、 生活必需品に限らるべきは當然のことである。 て 對に乾物 取扱品として適當せないのである。 よそ消費組合は、 その需要が少數に限られ、一般的消費の對象とならざるため、 罐詰、 般消費者の間 部少數人の嗜好に應ずる奢侈品はもとより、高價な吳服類、 壜詰食料品等はよく適するのである。 組合員の日常生活を合理化するためつくられたものであるから、 K 個人的には少量小價ではあるが、 蓋しか」る商品は一 ひいて經營上に不利益を招くに至るからである。 換言すればそれは米麥その他の食料品、 て種々の制約を受けるのみならず、たとえ之を取扱 部組合員の偶般的欲望の充足を目的とするため、 まとめて大量的に消費せられる商品を取扱 組合員の組合利用率を低下せしめ、 小間物、 野菜等は取扱品として適せず、 家具等のごとき買廻品は その取扱品が原則として 衣料品、 雜貨、 同じく生活 文房具等 謂 うも 消

英國 發達をよく<br />
眺めて、 こにはそれを省略し、 とする。 Equitable の空想的 然らばか Pioneers) 社會主義者ロバ いる意義、 その興亡の諸原因を探究することが甚だ肝要と思はれるので、 の創設とその後の世界諸國にみる發達については、 而して本小稿の意圖する我が消費組合配給の合理性を知るためには、 1 内容を有する オー 工 ン 「消費組合」は今日 0 思想に端を發するロッ まで V か チ デー なる發達をしてきたので 餘りにも多くの文献が存在するゆゑ ル Ø 消費組合 以下それを簡潔に (Rochdale Society of 應我が國に ある 加 述べること おける すで VC

うけ、 が社 をみるに至ら なる關心を寄せ得ざるに至つた爲、 慌に會い經營難をつげるや、關係者―主に新興資本家階級―中には自己の事業に努むるあまり、 するところとなり、 力商店」とも言つた。 7 た 大發展をとげるや、 顧るに のである。 「共働 會 物價は騰貴してゐた爲、この消費組合による生活合理化は智識階級—未だ新興勞働階級現はれず—の 的に表面化し始めるや、 一件平均百四十六人)、 我が國における近代的消費組合の濫觴は、 と稱する消費組合が片山 かくて明治三十年十二月、 なかつた。 勞働階級の身分も成立して勞働爭議も續發し 東京、大阪、 共に 然るに明治二十七、 その自主的組織運動が漸く起らんとして、 Co-operative store その解決策として消費組合の必要が一部識者の間に唱えられたが、 神戸等の都市に設置をみたのである。 その大部のものは解散したのであつた。 勞働組 潜氏等 八年の日清戰爭後、 Ò 合期成會の會員によつて組織 の直譯である。) 指導によつて設けられ、 明治十二年七月、 であると謂はれてゐる。 我が國は産業革命期に入り、 (例 東京において創立された「共立商社」 本來の消費組合のつくられる地盤が出 明治三十一年に四十三件、參加人員六千二百 しかし明治十五、 同三十一年三月、 その後、 され た「銭工組合」 明治二十年頃 當時、 六年の深刻なる經 東京砲兵工 資本主義經 の附 組 西南戦争の後 未だその實現 合に對して大 より勞働問題 屬事業とし 厰 內 (「協 歡迎 濟恐 が Ø

組合に けられ 中心 四年 った。 けて 生起をも防いだのであつた。このうち一 (明治三十三年三月十日公布法律第三十六號) を得な 爭 者や從業員に適任者を得ざりしため、 組 く増加し なすがごとき觀を呈し 丽 店を先驅として、 合あり)より 練 市市 頃 てこれ 代つて、會 よ 階級 助を受け、 たことは注 力 尙 が つた。 東北地 甚だしく不充分であつたことも原因して、 て好條件 b 街 これ 地 らは 消費組合を結成しはじめ、 的 購買組命 大正年間 立場より 方、 と同 何れ そ 以て 社或は官 目されねばならぬ。 Ø の理 北海道にまで及んだのである。 同三十三年九月までに四十二支部、 具 時 も非自主的組 合」となるも 從業員 K, 組織する消費組 はれ にわ た 由 のである。 は、 廳 當時漸くその數を增加してきた給料生活者は、 る たり徐々なる發達をとげ、 に拘は D (例、海軍工 一方において政府が勞働者及び小作人の團體行動を取締る必要上、「治安警察法」 低賃金よりきたる生活困難を緩和すると同時 0 合であつた爲、 要之、 らず、 これらの消費組合は、 その經營困難をきたしたからである。 特に日露戦 あつ 合 を制定した爲、 部は「産業組合法」(明治三十三年三月七日公布法律第三十四 厰) の必要を宣傳したこともあつたが、 自主的 たが、 この Ø 從業員 時期 かの幸徳秋 日露戦争後の物價騰貴に際して 消費組合の設立が少なかりし所以のもの 争後は急速な發達を示し、 しかしこれらの自主的消費組 それは衰微し、 K の組 おいて我が むしろこの 組 勞働運動は著し 織する消費組 合員數五千四百餘名を算し、その地域 資本家や當局 水、 堺 資本主義經濟 種組 他方明治三十三年の經濟恐慌と、 合が 利彦兩氏を中心とする「平民社」 合が、 き抑制を受け、 より 中 我が 然るにこの間、 その後明治末葉(明治 央、 K, 未だその效果をみることは 店 は發達 資本家や當局の保護下 消費組合の發達史上、 これを基盤とする自 合は數年ならずし 地 は著しい發達 舗の無料貸與、 方の官公吏を中心 し、一般の勞働 加えて一般勞働 は か」る勞働 を 資金 號) は東京、 面 四十 L 從來通 て消滅 た 加えて 者數 に明 そ 0 VC 0 0 年 認可 者 的 が 7 融 0 で K でせざる きな 主 治 日 あ 運 通 地 Ø O は 四十 組織 消費 經營 を受 のご 動 VC VC 設 0 力 を

デ 存すると言い得る。 **織運動の困難なりしこと」、他面資本家側の溫情主義的配給施設が會社、工場等に附屬して設けられたこと」に** まことに故あること、言はねばならぬ。 自發的運動ハ之ヲ Trade Union ニポメテ得ズ之ヲ 、期待ヲ懷抱 セザルベカラズ吾人ハ餘リニ其發達ノ緩漫ナルニ驚異セズンバアラザ 我が勞働運動の先覺、 高野岩三郎博 Co-operative store 士 から נת →る事態を慨歎して「……都會勞働 バアラザルナリ。」と述べられたのは求メテ獲ズ依然トシテ尚ホ將來ヲ望 者ノ れたのは 自助

註 高野岩三郎博士 「本邦二於ケル消費組合 (三)」(國家學會雜誌、 第二十八卷第八號、 大正三年八月、 一四〇頁)

げ、特に争議が勞働組合側の敗北に終る場合には消費組合も消滅し、 とげ、 者の は依然大なる増加を見なかつた。その理 消貨組合」 じたからである。 その基礎は確立せず、 働者を基礎として行はれはじめ、 を阻止する目的を以て共濟組合のごときを設け生活必需品の配給施設とせる溫情主義的方策も、 に被壓迫階級の その後、 )消費組 階級分化の促進と階級意識の自覺をみるや、 の中に 大正時代に入り、 合運動を阻み、 解放にまで乗りだすに至つた。またそれ 加之、 \$ 從來の方針を改め社會敎化に乗りだすものを見たのである。然るにその割に消費組 また屢々勞働争議をくり返して、 當時の物價騰貴時代に、 たとえ消費組 第一次歐洲大戰(大正三年—同七年)の終る頃より我が資本主義經濟が急激なる發達 その質的内容も面目を一新し、 由 合が設立されるともその成長を甚だしく妨げたのである。 は要するに、 資本家側が勞働者の自主的運動を抑止し、 無産階級運動は盛となり、 勞働組合の兵站部となれる消費組合の健全なる發達 まで徐々に發達しきたれる給料生活者の 大正年間、 從來のごとく經濟的利益の追 勞働 或は 組 他の 合中には分裂、 市民消費 L たがつて消費組 組合に變更するもの 解散するもの多くし また賃金値上 及のみならず、 自主的なる勞働 謂 合運 はゆる「市 動も 一の要求 合の數 組 を生 を妨 更

昭 時代に入るや、 一我が勞働組合運動は漸 く過去の對立、 分裂を清算して整理統一 をみるようになった爲、 そ

對する取締强化と共に がみられ、 できなかつた。それは當時の勞働組 るに拘はらず、 は純然たる經濟機關としての地位を保ち得なくなつたが、 合)二百五、 全國の産業組合設立數は一萬四千六百一なるに對し、 下にある消費組合も堅實なる歩みをなし めるに至つたからである。かくて當時、 を以て叙上の事情がよく知られるのである。 すなはち消費組 同法によらざるもの二百五十二、合計四百五十七にして、その割合は前者の僅か三・八%にすぎず、 ひとり消費組 (例 合運動を以て資本家に反抗する階級闘争の一手段として重視する 昭和三年六月二十九日 合は極めて不振狀態に陷つたのである。 合運動が漸次、左翼化するに至つた爲、 他の協同組合たる農村の産業組合のごとき次第に發達の經路 得るようになつ 「法安維持法」の改正あり)、 消費組合の設立數は産業組合法によるものへ市街地購買組 たが、 これ から その發達に かの昭和三年の三・一五事 いまその一 階級的消費組 消費組合運動にも著しき理 は依然、 例を示せば昭和八年末 顯著なるものを見ることが 合の衰退、 件以來、 に至り、 消滅 В 左翼運動に をたどれ をきたさ はやそれ 的飛躍 な ける

げず、 的に消費組 數も多からず、 勞働者の少きことは他國にみられざる特色をなしてゐた。 つたのである。 消 ·得る好機を迎えたるも、 上要するに今次の戰爭以前、 費組 そこには多分に封建的諸關 合や購買會等が設けられたにすぎず、 合を結成する地盤も築かれてゐなかつたからである。 その理由は屢述せしところによつて知られるごとく、我が資本主義經濟が眞の正常的 したがつてその配給事業についても一般の小賣商のそれと激甚なる競爭をするほどのことは 政府當局の左翼運動に對する彈壓と共に立消えの狀態となり、 我が國の消費組合運動は歐洲諸國にみるごとき顯著な發達を示さず、 係が残存してゐた爲、 漸く第一次歐洲大戦後にや 一般勞働者の無產階級運動は盛ならず、 そして昭和時代に若干、勞働者の自主 たゞ僅かに産業組合法による購買組 進步をみたが、 しか やがて戰時に入つた しその L 的消費 たがつて自主 な發達 合と無認 その設 合を 合員 をと なか 立

動も 資の 態に が認められるときは、 給や新規設立は一切認められないこと」なつた爲である。 の割當や配給を受けるに至つた爲、 より多くの闊連を有し、またその重要性は從來の消費組合以上とも認められるので、 的性格の消費組合と言うことはできないが、 のこと」して是認せられたのであつた。 第に失は 組合等を指し、 を廉價に にともない大量且安價な仕入が困難となり、 統制はその配給を適正、 なれ やゝこれと趣きを異にする。 時停止 に今次の戰時及び戰後における我が は供給し 新しく市町村に町内會、 n るやを知る意味において、 Ø 更に地域配給との重複を避けるために やむなき狀態になった。それは必需物資の増産、 て、 主に工場、 が購買會等の新規配 その生活安定をはからしめるものである。 重複配給をきたし、 事業場 圓滑ならしめるため、 部落會が設けられ、これらが指定の商店或は配給所と連接して、 勿論これも前者と同様、 (鑛山等)の直營にかゝり (稀に從業員の相互組織)、 消費組合はか」る指定配給所として統制物資の取扱はできても、 その進展を槪觀したいのである。 給は一 しかしながら職域の消費組合にありては、たとえ統制下にあつたとは 消費組 また一般商業者の保護にも缺けるところあるゆゑ、 切配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合に於ての また公定價格制の普及にともない商人利潤の排除による有利性 た

だ

た

で

そ

の

配

給

事

実

が

前

者

に

比

し

生

産

横

た

に

従

事

し

た

動

労

者

の

生

活 合の動 漸次强化せられたのであるが、 P 向 その活動 蓋し地域消費組合においてかゝる新規配給や組合新設 につき一 謂は

に

一

個

の

配

給

所

と

化

せる

ため

、 而してこれらの組合も戰時下、 供出、 は著し 瞥を與えておこう。 これは各職域毎に設けられた購買會 配給及び消費の促進、 く制限 せら これにともない n それが戦時下、 たのであつ 周知 從業員に對し生活必需品 のごとく戦時 か」る措置は當然 當初は 純然たる協同組 規正を行う組織 た。 消費組合の活 元的 その 物資の V **力**> Ø に物資 なる形 新 み認め 規配 も次

時中 品に 先ずそれまで工場 ごとき活動 合」が町内會等を單位として設けられ、 「勞働 て、 然るに 0 7 それ 6 組 强 强固 これ 合 權 昭和二十年秋以來の食糧危機突破を直接の動機とし、 的 を組 を爲し得る地盤をもつ な統制 統 が が終戰後、一大變革を受けるに至つた。 制が漸次除去されんとするや、 合員に 續 が 々設けられるや、 事業場 續行され 分配することう K おいて勤勞者用物資の配給權をもつてゐた產業報國會は解散 またか に至つたのであるが、 これを基礎とする職域毎の消費組合も設けられてきたのであ 0 L 共に生産者その他の業者より食糧その他の必需品を購入(或は物々交換) 町內 たの である。 再び本來の消費組合運動 部落 すなはち戦後、 かくて我が消費組合は再びその自主性を取り 會 の解散 しかし後述のごとく今日、主要食糧をは 等に關 謂はゆる「買出 あらゆる分野に民主主義化 する政令 が盛に ならんとする傾向 (昭和二十二年五月 じ の合理 し 化をは 次いでこれ る。 U が が見えてき 三日 かる 要請され 8 戾 公布 主 して往年 般 た 消費組 K Ø 地 代る 域 必

ぜざる限 Ŧ. められることしなつたごとは、 同 日 施 行) その大なる進步を望むことは甚だむづか K より、 町 內會、 依然その發達に 部落會を單位とする消費組合は 定の限度を興えるものと言い得 しいと思はれ 解 るの 散を命ぜられ、 であ る。 產業組 この際何等かの法的措置を講 合法によるも Ø 0 み

治氏、 本章の主要參考文献・本位田祥男博士、 日本消費組合史(昭和十年八月)。 協同組合の理論 同、 日本協同 組合史 (昭和十九年一月)。 (昭和二十二年六月)。 同、消費組合運動 (昭和六年 一月)。

## 消費組合の配給とその限界

する 務とみる限り、 は n 組合たる消費組合には存せざること、恰も今日の商工協同組合に をなす點に 組合にありてはすべて一般消費者の最終消費を目的として、 これらは をなすものもあるが、 事 固有 が配 業に關連 般に 配給事業とせられる。 Ø 給機關として用いられる場合には、 消 主に農民、 配給事業についてのみ論述すること」する。 費 おいてその間、 あるものを行い、 組 それは農業協同組合や商工協同組合の事業と何等異るところないように考えられ易い 合 の事業は、 中 これらは通常「住宅組合」「利用組合」等、 小商工業者等に賣渡され、 尤もこのほか生産事業 差異が存する。 その また住宅經營や浴場、 問有 なものとして、 むしろこの方が重要事業とみられ得、 また嘗ての商業組合、 他えの轉賣、 例 理 而して消費組合の配給事業を取扱品 他の配給 髪の共同利用、 農場經營、 換言すれば生活用品の小賣事業としての購入、 製造、 組. 精米、 別個の組合事業として取扱はれるゆ 存せざると同様である。 工業組合に存した「統制事業」は、 合のそれと同様、 醫療機關、 加工等を目 製パン、 石鹼製造) その 保険業等のごとき福 的とせるもの多きに反 取扱品の購 質例は今日のソ連に や食堂經營のごとき配: L の購 かし計畫 入及び 販賣を中 が、 利厚 本來の協 販賣の二業 配給下、 し、 产生施設 しか 7 おい K

る。

消費組

合が生活必需品

その他の配給機關

## 一購入業務

る。 經費 た生産者、 その何れの場合たるを問はず、組合員が小賣商から買求めるよりも有利に入手し得るよう、 者にとり不利であるため、 をきたして利益となるけれども、 ましいのである。 こと旣述せし通りである。その購入先は卸賣業者やその團體なることあり、また生産者やその團體なることあり、 直接組合自體の損失にならないからである。 ことゆゑ、それだけ組合自體の損失となり、これは後日、 消費組 への節減、 その購入商品は一般組合員の日常生活に必要なる食糧その他の日用品にして、奢侈品、 後者の委託式による場合には、 合の購入業務は他の配給組合のそれと同様、 卸賣商等よりの「委託」によることも稀でなく、 中間利潤の排除をはかるものである。購入の方式は組合資金による「買取り」を通常とするも、 蓋し前者の買取り式による場合には、購入後、 他の小賣商の收めるごとき利益は得られないのである。 しかし餘り小賣價格を引上げることは、 組合は委託者より販賣手敷料を受くるに止 尤も市價暴騰の場合には前者によるとき、 次述の販賣業務と共に配給事業中の主要な一半を構成す 何等かの商品販賣によつて補塡することを要するに對 組合經營の安全性より言えば後者の委託式の方が望 市價の暴落に際しその小賣價格 賃金、 b, 給料の上昇がおくれ たとえ市價の暴落あるとも 組合は手持商品の値上り 贅澤品を避けるべき 相當大量に仕入れて の引下は當然の

比比 に過小に失する場合には組合員全體の需要を滿し得ないこと」なる。 次に消費組 過大に陷る場合には賣残り品を生じて商品廻轉率を惡くし、 合の 商品購入に關 Ļ その數量決定は經營方策上、 きはめて重要とせられる。もし組 もとより米麥等のごとき需要の繼續し、 或は腐敗、 變質等の損失を生じ易く、 合員の 需要量 相

重要な地位を占めてゐることにより容易に知られるところで

要狀況 商品 らね 當長期の貯 實情に即した方策をとつてゆくことが最も肝要であろう。 定まつてゐる場合には、 を 臨機に購入し得ざる點等で前者に劣る。 ならぬ。 或は將來の見込等より推定して購入するか、 减 に耐え得る商品についてはか 而して經營の安全性より言えば後者の方が勝るも、 需要量の算定は正確になされ得る。 くる配慮を多く要せず、 かくて何れの方法も一長一短を免れ難いが、 または組合員個 しかし 唯注文をまとめるに時間を要し、 然らざる場合には、 またそれが統制物資のごとき豫め配給數量 々の注文を合計して購入するか、 過去の販賣量や現在 要は有能な經營者 何れ また有利な 力 K Ø

需

ょ

費組合がその經營を擴大するの要あるは言うまでもなく、 れらは謂はゞ「消費組合の消費組合」とでも稱すべく、 n 費組合の發達充分ならざるため、 開墾等である。 般の資本主義企業と同様の利益を目指し、 その生産或は配給の經營規模を漸次擴大する傾向にあるゆゑ、 關係の「小賣消費組合」に分配するものである。思うに近時、 の當然と言はねばならぬ。 支部を、 K 尙 属する。 消費組合はそ があげられる。これは一八六三年に創設され、 その 更に消費組合は全國的な「卸賣連合會」を設け、これより商品の供給を受けることも稀でない。 他の地に出張所を設けてゐる。業務の主なるものは商品卸賣、 との の規模の小なる場合、 ほかソ連のツェ 今日、 世界的に有名な卸賣連合會としては英國の C・W・S(Co-operative Wholesale これが例證は甚だ少いが、 ŀ 地方的に連合して共同購入を行うことが少くない。從來我が國で 自ら生産經營を行い、或は卸賣業務を直營するに至るは、 ソユ 1 ズ (Tsentrosoyuz―全連邦消費組合中央連合會)や嘗主なるものは商品卸賣、商品生産、金融、保險及び 商品を直接生産者より仕入れ、 マンチェスターに本部を置き、 このためか」る地方的或は全國的の連合會を設けて一 嘗て存した道府縣の「購買組合連合會」 すべての企業は農業たると商工業たるとを問はず、 これと直接關連を有し、 時に對立、 或は自ら生産してこれ Ħ ンドン、 競爭を行う消 = = 1 のごときこ まことに理 や嘗て我が 植民 ح

比較的 る。 おいて、 國に存した「全購連」(全國購買組合連合會) も同様これに屬する代表的なものである。 小 資本を以て足るゆゑ、 卸賣連合會の自己資金による買付と、 よつて生ずる餘分の 傘下組合の委託によるものとの雨者があるが、 資金を他に廻し得て、 大量仕入の利益をあげることが 而してこの場合の仕入に 委託に よるときは で き

註 ソ連の消費組合については嘗て拙稿 London, 1938."に準據して論述したととがある。聯計畫配給と消費組合」なる章下に(同誌三一二 「計畫配給と消費組織」(商學討究 (同誌三一二一川川二頁) Leonard E. Hubbard, 第十六卷特集、 "Soviet Trade and Distribution, 昭和十六年十二月ンにお ر. ر

らず 注目され る場合には、 以て販賣する場合には、 難きため、 欲する商 最後に、 多くの ね 崩 消費組合の購入業務に關連して、 ば 商品を取扱い 唯商品入手上の これを商人の資金、 ならぬ。 を市内の 百貨店や特約店より購入せしめる方法は、 これは組 得ざる場合には、 消費組合の購入業務を省き得て效果あるも、 便宜を與えるに止り、 合員の必要とする商品の仕入が組 能力等に依存して謂はゞ代行せしめるものである。 組合自身は何等それ 見便利と思はれ、 特別大なる利益を與えるものでな 百貨店や特約店が組合員に を行はず、 合自身の資金、 組合業務の及び得ざるところを補うもの もしその販賣價格にして市價 L たがつて 能力そ この方法は組 50 Ø 販賣にも觸れず、 對 他の し特別 理由 と何等變らざ 合の 0 K 割引 より 規模大な とし 組 價 到 底

### 一販賣業務

何は、 Ø 入業務と同等 小賣に始まつてゐることから明かに知られ得、 消費組? 組合員 合の販賣業務は 以上 Ø 生活合理化に至大の關係をもつてゐるからである。 K 重視 これ されることが多い。 が遂行により、 蓋して 消費組 また今日かゝる販賣を組合員側 合の 扎 が 小賣は 目的 を現實に達成する具體 人々の このことは初期 日常生活に最も近接し、 より購買とみてその組合を屢 Ø 的 消費組合事業が生活 過 程 であ るた その運營の め、 前記 巧 必 拙 Ø 如

**、購買組合」と稱することからも容易に理解されるところである。** 

するものである。 消費組  $\emptyset$ 販賣に關し、 よつて以下、 特に これらを順次述べてゆく。 問題となるのは 「販賣數量の決定」「販賣價格の決定」及び「 剩餘金 一の分配

ある。 き者には生活上の利益を與えることが望ましきゆゑ、その割當は家族人數に比例してなすを最も妥當とするので 額と家族人數との何れに準據して定めるかゞ問題となる。 生じないが、然らずして供給量の小なる場合には一定の割當制がとられることを要し、これが割當數量を出 ずして人格中心の 先ず「販賣數量の決定」についてみるに、これは供給量が豊富にして需要量を遙かに超過する場合に 團體であり、 相互扶助の原則より言うときは、 而して消費組合は既述のごとく資本中心の團 たとえ多くの出資をなし得ずとも家族人數の多 體 は K 問 あら 題

きは 題が 将來の擴張にそなえても甚だ有利と考えられる。しかし原價主義にはその原價の決定を正確に 定め たる決算期にあらざれば正確になし難く、 は市價と同等にするか、 の獲得をほとんど唯 次に 實際上 存 原價主義によるを最も理想としよう。 難 する。 いが 「販賣價格の決定」についてみるに、これには商品賣價を原價主義によるか、市價主義によるかと言う問 種 通常は市價主義をとつてゐる。 原價主義とは購入原價そのま」か、 々 Ø 缺陷 一の目的のごとく考えてゐる場合には、 を有する。 またはそれを基準として賣價を定めるものを言う。このうち何れによるべきか 例えば販賣原價 特に組合結成の動機が專ら組合員の生活合理化に存し、低廉なる商品 たとえ相當適確な豫想をなすとも、 思うに消費組合本來の目的 に含まれる諸經費、 またはそれを基準として賣價を定めるものを言い、 これが採用は組合員に組 販賣上 たる の諸損失等の 「利潤の排除」という點 尚その後 における 經濟界の 合の效果を知 計算は、一 なし 難い らし 定 市價主 よりみると 點に 期 は 間を經 お 槪

甚だ少 治資金に充當することを主張するも、 組合ではこれを個人的に分配せず、 員に分配することを言い、 れが基準として組合員の出資高と購買高との兩者が考えられる。前者の出資高によるときは、 せる組合員の支拂代金中より得たる剩餘金を、 すものにして正當と言い難い。 合員は少き組合員よりも當然大なる配分を受け得るが、 更に S 剩餘 さて剩餘金を組合員へ分配するに當り、 金の分配し について論述しよう。 通常貨幣を以て、 何となれば大口の出資者必ずしも大口の購入者と限らず、 組合の共同事業例えば組合員の教育施設や福利施設等に用い、 ロッチデ 時に組合の商品券を以て支拂はれる。 これは組合が市價主義をとつた場合、 1 たとえ購入高少くとも出資口數多きゆゑを以てそれに分與するは ル式の消費組合をはじめ資本主義諸國の消費組合で 問題はいつたい何を基準にするかと言うことである。 しかしこれは消費組合を以て一の資本主義的企業と看做 E 期末に生ずる剩餘金を組 スコー したがつて實際に購入 式の社會 出資口敷の多き組 また組 は、 主義 通常と それ 合の 的 は 政

配制 組合の利用度多くして購買高の多き組合員の利益を犠牲に供するに至るからである。 じてなすを最も妥當とする。 かくて出 するととろ大きい ところに大きな理 は排除せられ、 は 資高に對し一定の利子を支拂うことは認められても、 組合員の また組ん 組 由があるものと言はねばならぬ。 のである。 合利 合利用者の利益も保護せられ、 用率を減少せしめ易く、 これ か Ø ロッチデー を旣述のごとく ル式消費組合が ひいて經營上に支障をきたして將來の發展を阻 「購買高 L たがつて組合員の組合利用率も高まり、 に應ずる剩餘金分配主義」と言い、 世界的 刺餘金を與えるは正當ならず、 に發展し得たのは、 加乙、 正にか 出資高に比例する分 これ それは購買高に應 ムる原則をとれ 將 むことゝなる。 來の發展に資 より、

う。 來の發展をはかるためには、これは甚だ有效な手段とせられる。 は避けるを要し、 合には、 つて決せらるべく、 も小賣業助成の必要より禁止したことがある。 の諸國で實施し、 合經營の實際 もせざる者に組合を利用せしむるは、 き尙これ 以 これ E のほか、 は収扱 これを補うため認 を 認 的必要より言うときは、 むる 消費組 品を組合員以外の者に販賣することを指すのであるが、 は **剩餘金の分配までしてきたが、** むしろ員外者の組合加入に努めることが要請されるのである。 例 合の販賣に關連して「員外販賣」 徒ら えば に組 組 むるは一向差支えない。 合が設立以 合をして利 例えば店晒し品を賣捌き、或は毀損品を處分し、 全く理由のなきこと、考えられる。 來日 益 「浅く、 の増 而してこれを認むべきや否やは一に當該組合の發達程度如何によ 我が國の產業組合法は免税等の關係でこれを禁止 加 組合員の數も少く、 しかし組合員數も多くなり、 K 専念せしめ、 の問題は今後も起る可能性あるものとして留意を要し すでにイギリスをはじめフランス、 組合本來の性 組合本來の性質よりみるとき、 したがつて施設が しかし理 質に 施設も充分利用せられてゐると 想的にはそうであつても、 も反するに至るゆる、 或は組合の宣傳をして将 充分利 せら し、 ベ ۴ ル 何の出 れざる場 ギ イ それ 1 ッ 組 等 ょ

### Ø 限

とは 特別 思は 展性をもつに至るゆゑ、 消 費組 あり Ø n 限界が存 る。 得 合の 濫 ない 配 からである。 人間 給事業を以上のごとく見てくるとき、 時に非常な支障を生ぜしめること少くない。 の經濟生活は V ま消費組合により合理 しかしその配給事業には消費組合が他の一般 一度、何等かの 方法 化の利益 忆 その將來の發展にはまことに期待すべきもの より を收めるならば、 合理 その 化 Ø 實を 主なるものをあげると左の通りである。 あ 企業と異る目的 げ それは今後發展こそすれ る 力 ぎり、 と組織 そ AL は を有 止ることなき進 が する 停 あるよう 止すると ため、

品を 相當 より 品 より て事業を開始したことによつても容易に知られる。 少 小 小 Ø 額 額資本 は 0 S お (-)購 資 制 にても  $\emptyset$ Ø 無産階級者にし よそ消費組 時に 援助 は言うまでもない。 金の 約を受けること少くない。 入その他 資 ・を以て容易に經營され 大量、 蓄積なき限り、 あるも 上 间 Ø 配給事業の遂行を阻むこと少くない。 合 差支えない 仕 限 Ø は階級的 は、 て、 入れることを要し、 界 資本家の加入することは甚だ少い。 相當多額の資金を有するも、 甚だ困 ように考えられる。 このことは消費組 差別を設けず、 得 況して消費組合の生産部面 難と言はねばならぬ。 その後は このため相 あらゆる消費者を以て組 剩 合 しか 餘 の起源をなす 金の 當多額 尤も一部の會社、 L との ながら今日のごとく資本主義企業との對抗 自主的なる消費組 部 と の 點 を積 Ø ノロッ 商 意 資金を必要とする場 したがつてその資金が一般の資本主義的 品の 味に Ó 立てることにより チデー 進出の お 販賣に當り 織するを原則 工場に附屬する購買組合のごとく資本家 いて從來の我が消費組合のごとく掛賣 ごとき, 合 ル K Ø 開拓者が僅 ありては小なるを常とし、 現 規模擴大の準備も 大資本を要する大規 とするが、 合には、 金主義をとれば、 か二十八磅 そ 尙その· の活動が 上 當初 なされ 中 Ø 企業 模經營は 屢 有 資金をも 心 とれ 利 0 となるも 資 なる商 得て、 **//**\ 比比 賣 が は 側 商

をとることは、 貸倒 損 を 生ずる危険あると同 時 で、 <sub>መ</sub> 7 る資 金運 用 Ø 點 よりみても避け ね ば なら **8**2 あ

### 口 經營上の限界

意味に 企業ほ それ 肝要であろう。 賣その他諸 件が與えられて、 て消費組合が他の企業に比し人的方面に わたり發見され およそ事業の經營は、 は ど有 前逃 おいて、 般 利な條件をもつとは言い得ず、 の資金上の關係より、 O ず、 事. 今後の經營に 務に關する能率を低下せしめ、 はじめて これが經營上大なる齟齬を生ぜしめ、 その種類 能率的 は組 有能に 合意識 になされ得る。 Ø 如何を問はず、 に燃え、 おいて遜色あるは、 して經驗に富む經營者や事務に忠實なる從業員を雇入れるに當り、 而してこれらに恵まれざる結果は、 然るに、 業務に忠實なる青年を養成して、 また時に監査の不充分に原因して經營者等の不正行爲が長 それを遂行する人的要素が完備し、 先ず消費組合の經營にたずさはる人的 ひいて事業休 その配給事業にも一 11-のやむなきに陷ること少くな 屢々商品の仕入、 の限界を置くこと」なる。 それに當らしめてゆくことが 且っ れて 適 運搬 方面 當なる をみ 保管、 る 取 との かく 期 他 引物 K 販 K 0

る午前 異がある筈なるに拘はらず、 則 Ø き組合從業員 に拘はらず、 へえるものと言い 通 次に 取引 であるが、 時間 物 それ 件 0 rc の經過 到 底管理 得 唯それが生魚、 が貯藏性に乏しく、 ついてみる る。 してや 蓋してれら生鮮食料品は我が國民 Ø 任 これが K, ム鮮度の落ちたる午後と、 に堪え得るとごろでない それ 野菜類のごとき生鮮食料品 鮮魚 且規格化、 が 取 消費者の 扱 の經驗に乏しき從業員には到底なし難く、 結合團 標準化も行はれ難きため、 からである。 體 更に賣残り品となつた夕方とは、 であ の常食とする物にして最も多く消費せられ Ø 取扱 る性質上、 例えば に困難性 生活必 生魚のごとき、 上記のごとき小賣經營の才 あることは、 需品 般 またこの 仕入れ その賣價 經營上に一つ を取 な扱うべ て 間 店 K K 可 きこと る お 頭 ける鮮 能 商 な 0 K b に乏し 陳 品 腿 Ó 旣 なる 界を 差 た

る價格操作や管理 我が國民の食生活 組合經營の發展を制約する一原因となるのである。 保持をはかるための善良な注意や管理をなすことも普通の從業員にはなかなか望み難い 上の問題は少くなるが、 が改められ西洋式のパンをはじめ罐詰、 しかしかくの如きはほとんど實現不能に近きことゆる、 瓶詰、 箱入等の食料品を多くとるようになれば、 からである。尤も今後、 依然我が消費 か 1

### 日 組織上の限界

なかつ かる べての政治、 合をつくるともこれに多大の關心を寄せて眞劍にその發達を庶幾することは少なかつた。尤も今次の終戰後、 動に對する關心を漸次失い、やがて脫退してその數を減じ、その結果經營を困難、 に大なる關心を有し經營に協力してゆくところにある。 の活動に協力するところにみられる。これを消費組合について言えば、 およそ組 この 制約の緩和に役立つこと大きいが、 た。 點 特に 勞働組合等で充分その教育を行うてゆくことが 合に 我が國では既述のごとく、 限らず、 敎育、 あらゆる組織 文化等が民主化の方向にするみ、 の發達は、 尙それが 眞に勞働大衆の 自主的なものとなるには可なりの 消費組合結成の地盤となる無産階級運動が甚だしくおくれ その構成員が組織 然るに從來の消費組合をみるに、 肝要と思 無産大衆の團結を促す機緣がつくられたことは、 はれ の目的をよく理解し、 組合員がよく組合意識に徹して事業活動 . る**。** 不能に陷らしめるもの 組合員 緊密なる連結 印 期間 その事業活 たと を要しよ が少く へ組 す 力

價格等に對する國家の統制が依然續行、 萬能論 要之、 限 界 者の一大反省を要するものがあるように思はれる。 我が消費組合の配給事業には、 あることが知られ、その無限の發達を望むことはむづかしいのである。こゝに消費組合(生活協同組合) それを仔細に吟味するとき上記のごときその活動を阻 强化せられ、 商品の購入、 しかも今日は、 販賣等がほどんど自由にできざることも、 かしる諸制約のほか K む諸制約が存して 生產、 配給、 そ

N 0 活動を一層困難ならしめてゐ とする別個の問題存するも、 これが說論は長きにわたるゆえ、 るのである。 2 10 現 在、 我が消費組 章を改めて行うこと」する。 一合の設立や存在を甚だしく無意 味なら しめ

# 三配給統制の强化と消費組合

機關 それは別稿 加 張も存在し、 **絕對に必要であることは、** 生産資材や重要生活物資、 布法律第三十二號、 統制が持續され、 は あげるに止める。 K と物資の横流れ防止をはかつてゐる。 (昭和二十一年八月十二日) 從來通り 7 拘はらず、 終戦後の今日、 る配給統制の强化を必要とし、 組織、 「食糧管理法」(昭和十七年二月二十一日公布法律第四十號、 「戦後に於ける配給組織の 方法等、 すでにこれは二、 統制强化の一路をたどり、 物資に對 同目施行) また各種重要物資の統制については基礎法たる「臨時物資需給調整法」(昭和二十一年 すなはち先ず物資の生産、 幾多の論述すべき問題があるが、 が設立され、 とこれに基く各種配給統制規則が制定されて統制の存績强化をみてゐる。 する配給統制が、經 主要食糧等の新配給機關として公法人たる「配給公園」が設立され、 敢えて多言を要しないであろう。 三の政府施策にみられたところであるが、 またこのため今日い 動向 經濟安定の緊急施策につき企畫立案を行つてゐる。 かくて今日、 中には戦時以 配給、 にゆずること」 濟円: 建の 統制の緩和乃至徹廢を望むはほと 消費等の統制に關する最高企置機關として「經濟安定本部 上のものに及べるものも少くない 主 これを詳論するは本小稿の意圖するとこ かなる政策がとられてゐるのである 要課題、 もとより一部に Ļ たる産業の復興と國民生活の安定をは こゝには唯その例證として主要なもの二、三を 同十八年七月二十日施行) L かし事態の進展は好 おいて統制緩和乃至徹廢の希望や主 んど不可能 現狀である。 が存在して依然國家 次に主要食糧の か。 これに むと好 配給統 ろ K 風する。 K 更に基 然らば何 あ 力 九月世日 は統制 制 まざる る 5 統制 の徹 た ず 礎 而 的 底 0 故 K Ø

狀態にまで及ばんとし、 されず、 他のあらゆる經濟再建上の諸問題を解決する第一歩とみられてゐるが、この食糧危機を突破する消費者側 配給不圓滑をきたし、これに絕對量の不足も加はつて再び深刻化したのである。 和二十一年度も米穀その他豊作であつたにも拘はらず、 し一大脅威を與 て一大危機の唱えられ 戰後 における我が 一としてとられるもの 産業の復興亦望み難く、 八えるに至つたのである。 國の食糧問題は、 た 速かに根本對策を樹立して解決をはからざるかぎり、 のに端を發するが、 が、 同時にこれと並行して惡化せるインフレーショ 實に最近 昭和二十年秋にみる稀有の大凶作とその後の供出停滯とを直接の 幸にして輸入食糧等により一 0 爾來とれは消費都市の食糧空配給となつて現はれて 「消費組合」 一部都會人の早期買溜や一部農民の供出不振等 の設立とその活動 應、 危機を突破 に他ならぬ。 一切の政治的、 ンと共に、 かくて今日、 し得たの 國民生活の安定 食糧問 であるが、 社 會的 更に全國的 不安は 題 原因 によって Ø 續く昭 解 Ø に對 無配 除

法に宜しきを得ずして充分なる成果のあがらざる場合、個人對策として 最も容易 且 效果的なもの 定の配給量に不足せる築養分を補充して健康保持をはかり、また長期的空配給にもとづく餓死の危機より免れて 買出し」である。 思うに今日の食糧危機を突破するに當り、 これは都會人たるかぎり、 國家の政策としてなずべきことは甚だ多いが、 大小の差はあれ必ず講じてゐる自衞手段であつて、 L かもこれ は、 これにより 謂 が手段方 はゆる

その 當に利得する 消費者に與える不利 水 2 當の業績を收めてゐるやと言うに、 れを集團的に行つて合理化せんとするものが、 てもその及す弊害のゆゑに公然と認めることはできない。 L れを避ける方が望ましいとさえ思はれるのである。 けられて 力 の設立である。 他 のである。 もそれは 人 の手で行 の諸物資を組合員間に―その價格は多く公價を上廻る―分配するものであつて、すでに全國の諸都市に設 ゐること周 職送難 反 はれ しか 间 都市の買出人は職場の缺勤、 これは組合員が共同して出資せる資金を以て生産者 盆亦大きいのである。 (D て しこれは他面 知 激化、 ゐる結果 Ø 通りである。 價格 は Ø 事實は決して然らず、 漸騰 國民經濟に及す弊害が決して少くない。 謂はゆる「横流れ」を意味して供出鈍化の一因となるのみならず、 然らばこれら かくて「買出し」は個人的自衛手段としては極めて安易な對策であつ ひいてインフレ 都市において從來の町內會等を單位として組織せられる「消費組 時間の浪費、 の消費組合はその目 而して ] むしろ弊害の生ずるところ次述のごとくであつて、 э э 法外な金錢的支出をみ、その蒙る損失は大きい。 分 ンを深化せしめ、 1る個人的買出しにともなう損失を発れ、 的通り、 (主にその團體) す なは 果して今日 購買力少き買出 ち賣却農家は闇 より Ø 食糧 直接購入せる食糧 人や地 相場 危機突破 またそれ K より不 元 IIIT 村 そ 相

第一に、消費組合の活動は現行法令に抵觸すること少くない。

雑穀等を指し の徹底と一元的 なるごとく「國民食糧 今日、 ト」にある。 主要食糧 これらは生産者の自家用を除いたすべてを政府に賣渡すことを要し 貯臓を行つて との目的を達成するため同法は主要食糧の國家管理 の統制は 確保及國民 前述の通り「食糧管理法」によりて行はれてゐる。 ゐる。 ح 經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理 7 K 主要食糧 とは米、 麥 小麥粉、 シ共 を强化 ノ需給及價格 乾麵 し、 本法の目的はその第一 また食糧營團を設けて綜合配給 乾麵鄉、 (同法第三條)、 ノ調整並 11 諸 配給ノ 馬鈴薯、 また政 條にも明 府 統 澱粉 Ø 制 買上 力

もその配給に公平を缺き一 今日、 主要食糧 の絕對量は著しく不足せるゆ 部に偏在するがごときは絕對に許されぬ。 為 その配給を適正に行うの要あること言うまでも もとより消費者の居住地、 職業等の 如何 茍 K

配給の徹底を期してゐるのも、 由 作を著しく困難ならしめるのである。 照し決して妥當とは稱 消費組合を組織 より若干の差異あるは免れ難いけれども、 へ市民間 K して强制はなし難く、 爲にその活動は多少とも適正配給を阻害するに 原則として同等であることを要する。 0 適正配給を實現し得ても、 して、他地區内の住民よりも或種食糧につきより多量の配給を受けることは、 し難い。 したがつて 全市民を打つて 一丸とする消費組合を つくらんとしても 全くかる適正配給の實現を意圖 このことは 他都市民或は他地方民との間に依然均衡を缺き、食糧の全國的なる配給操 また消費組合は本來、 同 都市の全市民を以て消費組合を組織 上記の食糧管理法に 地域に居住する消費者間におい 至るのである。 民主主義原則 な せるに他ならぬ。 いて國家が主要食糧の國家管理 によりその加入、 ては同一 した場合も同様 それゆゑ または代替食糧 脱退は全 部 適 事實上困 正 地 であつて、 配給 を行 园 内の く各人の自 Ø 總 原 住 難 綜合 民 量 たと 则 K K

第三に、消費組合の活動は價格の高騰を助長するとと少くない。

得 追い付き得ざる狀態にある。 び S 金(新價格體系の計算基準となれる工業賃金總平均月千八百圓) して定めること、規定してゐるの にともなう榮養失調や家計不如意がみられ、 今日、 物價その他 更に闇物價を考慮に入れるとき賃金は一層低くなるのである。 上 記の食糧管理 主要食糧をはじ Ø 經濟事情を參酌して定め、 法が主要食糧の賣買につき二重價格制をとり、 8 般必需物資の價格高騰はまてとに著しく、 このことは現在 は、 要するに生産の増加をは またその賣渡價格は消費者の家計費及び物價その他の經濟 (昭和二十二年八月)物價が概ね戦 かゝる事態の進展するかぎり社會的 は戰前の三十倍前後にすぎざることにより容易に かると同 政府の生産者よりの買入價格はその生産費及 すでに一部階級者の間 たとへ 時 M 前 賃金、 Ø 國民 五 混亂の到 生 給料の引 六十倍となれる 活 の安定をは K 來が な Ŀ いては食糧入手難 ない あるともそれ か に對 らんと意 事情を参酌 とも保し 知られ 賃 難

せる < 局資 他 \$J な に食糧獲得を る價格 少 ょ 配給 b き 金或は見返物資の豊富 K 他ならね。 Ø を 0 制 適正 價 物資の獲得を目指 以て生活必 目指 なる買出食糧を以て補はざるを得ない は害せられ、 して し かし食糧營團 需 「消費組 品 な組 0 購入をなさんとする消 價格も競争の して消費組合を設立するは 合」を設けることは、 合がその よりの配給食糧の數量 入手に成功することしなる。 ため著しく騰貴して、 、實情で 費 組 な 合の のずから が日常生活の あ 國民經濟上、 る。 目 的 組 元來一般民衆が相 而 K 合 して 反すること甚 維持に 間に競争 L 反つて弊害の 办 V ま各 L 充分ならざるため、 かくて が行 地 だし K は は、 おいて、 耳 一扶助の一 方が大きいと言は いの れて價格を高 物資 で 地 あ 原 0 る。 則に 偏 域 ح 的 在 れが不ら **こ**の もとづき低廉 騰 は KC 或 せし 層逃 ね 點 は 足分を め、 職 ば 生 な だ 域 的

大せし 傾向 n 組 溜めておく 的 組 合員 合 第四に、 努力をなす者とは 今 日、 がみ 世: が食糧獲得を表看板とし個人的買出 め、 U. 0 話役たりし者も少なからず、 ン經營 5 N たすらそれを支持 主 、實情で 要食糧 偶 消費組合の活動は一 る。 一や財政狀態に對する監督的 决 to ある。 こる を中 而 言い して 心とする必需物資 ゆゑに 時的 難く、 とれらの役員たるやすべて ij 購買力の増加と相俟つ 部役員の特權擁護に墮すること少くない その購入品 そ 理念上、 Ø これらは組 部 關 必需物資の 0 K 飲乏は、 L は嘗 心は極めて薄 が法外な高値 の合理 合活 ての小賣業者に て 化 適正 動を利用して自己の が深く協同 般 を目途して設けられるや、 例えば食糧と言えば Ø 配給を要望 であつても盲 消費者をしてこれら物資に その 組合精 して 運営は 現 U 部神の眞意には 7 在失業 目 全く一 的 B 特殊的權益 T M 服從 B, 何品を問 せる者、 部役員 徹 溺れる者藁を 事 U 實 Ļ てゐる Ø 或は 對 王、 はず 擁護乃至擴張に Ø する 組合員 獨 にとん ので 從 ح 斷 欲 來 K n ある。 6 よつて K 求 ょ 0 ど無 を b 相 生活安定 9 必要 力 Ø 反 なされ 専念するこ 批 謂 Z. す 力。 以 ζ る は Ø 剕 壁に 的 上 炀 K 7 消 る 献 易 K K 買 般 町 心 費

め 然たる素人にてはなし難く、 と無きを保 運動等に乘出すことが少くない。 や商業道徳 運動に利用せられることあるのも注意を要する。 きを幸ひ、 自家用品や自己取引用品の買出しをも兼ねるは當然のことしせられ、 ば敢えて異存なぎも、 これ亦消費組合の本質に反すること逃だしいと言はねばならぬ。 町 の著しく頽廢せる今日、 Ĺ 謂はゆる横流 難い 内の世話役と言うに のである。 唯 し等のごとき不祥事の惹起も避け難いのである。 「議員」 思うに組合經營の衝に當る者のうち、 おのずから配給業者たる經驗を有する者の活用されること多いが、 尤もその役員にして人格、 止 b, ح に選出せら れらの者がい 格別の政治的、 n 通常、 ん ための野望を以て組 か程良心的經營をなすやは疑はしく、 經濟的背景なき者がこれ 消費組合は數百乃至數千の世帶を以て結成されてゐる 識見ともにすぐれ、 その仕入、 また分配に際しても、 合の結 更に消費組合の組 運搬、 成 その地 を好個の地盤として地 業務の遂行等に 保管、 域に 例えば仕入れ 分配等の實務 織 おいて人望ある者な が 般組合員 すでに社 部役員 察畫するとせ 方の の監 に當り、 會道 は 0 焸 政 視 た 純 な 義

た中小 消費組合をして真に役立つ末端の配給機闘たらしめんとするならば、 や生活必 であるが、 ために とく見えて、 取扱いが 以 上は今日 商工業者のために 「消費組合法」 に需品を取扱 要するに生活必需品の缺乏し、 なし得るよう規定することが先決問題である。 事 の食糧問 實は正常なる活動を妨げる幾多の V 或は「生活協同組合法」のごときが制定され、 得る法的根 題に關連して、 「商工協同組合法」 據が與えられ 消費組合の設立 配給統制の强化されてゐる限 が存して各組合の法的地位が認められてゐるごとく、 ねばならぬ。 制約が存する と活動が諸種 これ恰も農民のだめに 然らばか のである。 Ø 見地 それが食糧營團や小賣商と同様に主要食糧 何よりも法令を以て食糧その他生活必需品 7 b, る法令の制定は L より是認し難き點ある その存在が大いに たがつて 「農業協同組合法」 ح 我 Ø 際、 が 消費組 必要であるか 部論者のごとく ことを述 が 般消費者の Ø 活 存 動を Ļ た ま

て れても、 費に存し、 費組合の遠き將來を考えるとき、 るごとく、 論 ては 動」が今後とも止 き限界のゆゑに、 多寡を考慮して、 にも陷ることなく、 黎に盛ならしめるやと言うに、左程大なる期待はかけられ 叙上 尙 の事態をよく認識し、 我が 人はその職業の如何を問はず一 「生産の社會化」に 消費組 その 然る後具體紫の樹立をなすことが最も適當と思はれるのである。 しむことなき進展傾向を有 合 飛躍的發達が望み得ないと言うまでいある。 一應商 の配給事業には 人配給と組合配給との兩者を併存せし 一部の保守的 ともなう「消費の組 たとえデード 種 様に消費者である點に鑑み、 するは
當然の
こと

、言い得る。 次 の限界が存してこれ なる組合排斥論に の言つたごとき「協同組 織 化 は不可 ない。 惑はされることなく、 避の が除去は當分望み め、 かくて今後の我が組合政策或は配給政策とし その理由は旣述 事質であり、 消費經濟の合理化 これらの配給能率の優劣と消費者受益 合國家」の實現は一のユート 唯今日 Ø 我が消費組合に 更にもともと生 難 (昭和二十二年八月二十五日稿) 一せしところによつて明 同時に急進 V からであ を目指す る。 的 は なる組 産の 「消費組合運 さは言 旣 ピアと見ら 述 Ħ 合萬能 的 え消 かな ごと は

### 第四 號 留 和二十二年三月) 目次

#### 豜 究

アント メンガー の 永逝 四四 年 喜 纱 T 漏石

國語 と英語 の受動 態の 比 較 速 III浩

### 界

學

の協同 組合文献につい ···· 崗 本 理

最

近

#### 次 號 一昭 和 二十二年九月) 豫 告

#### 研 究

物 自 體 ٤ 躗 存 加 村 Ξ 干

雄

### 界

H 本經營學會全國大會記 (岡本理一)

新憲法」の文献概觀

喜

*Z*,

T

祐

人文科學委員會法學學術大會記 (喜多了祐)

H |本数 學會秋季例會に出席 して (武隈良一